

特定操縦技能審査等航空法改正施行の概要

奥貫 博

平成 23 年 12 月に実施された、航空局安全部運航安全課の航空法改正施行関連説明の内容を、以下に要約して報告する。

1. 背景

航空運送事業操縦者の安定的確保、航空の安全性向上等を図るための准定期運送用操縦士資格の創設、特定操縦技能の審査制度の創設及び航空身体検査証明の有効期間の適正化等の「航空法の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 50 号）が成立し、平成 23 年 5 月 25 日の公布されたことに伴い、航空法施行規則を改正し、必要な規定等の整備を行う。

2. 概要

(1) 准定期運送用操縦士の資格の創設

- 18 歳以上の年齢、及び、指定養成施設等における 240 時間以上の飛行訓練経歴。
- 学科試験及び実地試験は、機長以外の操縦者としての能力に関するものに限る。
- 指定養成施設が当該資格の教育内容等を変更する時は、国土交通大臣の承認が必要。
- 身体検査基準は第一種を適用。

(2) 特定操縦技能の審査制度の創設

- 特定操縦技能の審査を受ける期間は、操縦、操縦監督等を行う日前の 2 年以内。
- 操縦技能証明又は限定変更等への合格を特定操縦技能の審査に代る方法として規定。
- 操縦技能審査は民間の技能審査員が行う。その審査の細目は以下による。

- 操縦技能審査員の技能証明、知識能力及び国土交通大臣の講習等の認定等を規定。
- 特定操縦技能の審査は、航空機の種類毎の知識、運航、離着陸、基本的な計器による飛行、異常・緊急操作等の口述及び実技。
- 特定操縦技能の審査は民間の操縦技能審査員が実施し、結果を国土交通大臣に報告。
- 特定操縦技能審査に不合格の場合は、再審査、操縦の練習等のために必要な場合を除き、技能証明書を国土交通大臣に提出。

(3) 航空身体検査証明の有効期間の適正化

国際標準を踏まえ有効期間を年齢や運航態様に応じて適正化したもの。航空身体検査証明書は倍のサイズになり、2 つ折りにして今と同じになる。内容を表 1 に示す。

操縦士の技能証明 (改正前有効期間)	改正後		
	運航の態様	年齢	有効期間
定期運送用(6月) 事業用(1年) 准定期運送用(新設)	下記以外		1年
	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで操縦	60歳以上	6月
	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者で操縦	40歳以上	
自家用(1年)	自家用操縦士で認められているすべての運航の態様	50歳以上	1年
		40歳以上 50歳未満	2年又は51歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間
		40歳未満	5年又は42歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間

表 1 航空身体検査証明有効期間の適正化

3. 特定操縦技能審査制度の概要

操縦技能審査員の認定基準、特定操縦技能の審査の実施方法等は、以下による。

(1) 操縦技能審査員の認定基準

以下の①～③の全てへの適合が必要。

- ① 操縦技能審査の種類航空機を機長として操縦できる技能証明を有すること。
- ② 特定操縦技能の審査を行う者は、次のいずれかに該当することが必要。
 - ・ 同一種類の航空機の操縦教育証明を所有。
 - ・ 同一種類の航空機の技能審査員、査察操縦士、審査担当者等に任命されている。
 - ・ 航空局が行う「操縦技能審査員認定審査」に合格。
- ③ 特定操縦技能の審査に関する国土交通大臣の講習を修了していること。又は同等以上の知識を有すること。

(2) 特定操縦技能の審査の実施

操縦技能審査員は、実施細則に基づいて特定操縦技能の審査を、自家用操縦士の技能証明の実地試験の判定基準を準用して実施。審査には、国土交通大臣の認定を受けた模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用することができる。

(3)「操縦技能審査員認定審査」の実施

航空従事者試験官を被審査者と見なして試験を実施し、試験中に実施する3～4件の失敗操作のうち、2件以上を指摘して講評できれば良いとされている。

(4) 特定操縦技能の審査に合格していない者が行う操縦練習の監督者の指定基準

技能証明に限定された等級又は型式以外の操縦練習の監督者の指定基準を準用。

(5) 操縦者の技能審査結果の確認

航空機の所有者又は機体の管理者は、航空機を使用させる前に、操縦者の技能証明の有効性を確認しなければならないとする。

4. 今後のスケジュール(予定)

公布：平成24年1月中旬

施行：平成24年4月1日

ただし「特定操縦技能の審査」を受けていなければ飛行できなくなるのは、平成26年4月1日から。

尚、当面フライトする意志のない人は特定操縦技能の審査を受けずに、技能証明書を所有していることができる。

5. 実施すべきこと

(1) 操縦技能審査員としての認定を受ける

- ① 操縦技能審査員初任講習会受講申請書を、受講希望月の前月の15日までに提出。

尚、初任講習会は、東京航空局は「奇数月」、大阪航空局は「偶数月」、千歳、福岡、那覇は3月と7月に開催。*

*：初回の講習会の開催日程

東京航空局 H24.2.2(木)～2.3(金)

H24.2.27(月)～2.29(水)

大阪航空局 H24.1.24(火)～1.25(水)

H24.2.20(月)～2.22(水)

- ② 平成24年4月1日以降行われる「国土交通大臣の講習」を受講。

- ③ 初任講習終了証を受け、初任申請を提出。

- ④ 操縦技能審査員の証を受領

(2) 特定操縦技能審査を受ける

- ① 特定操縦技能の審査を、希望日の45日前までに申請。

- ② 特定操縦技能の審査を受ける。

- ③ 操縦技能審査員は、審査を受けた者の技能証明書に審査結果等を記載。

- ④ 操縦技能審査員は、審査を受けた者の技能証明の写しを航空局へ提出

特定操縦技能審査に関わる連絡先

東京航空局保安部運用課審査員認定係

TEL:03-5275-9292 内線 7529 10時-17時

FAX:03-5216-5571

E-Mail: tcab-flightreview@cab.mlit.go.jp

大阪航空局保安部運用課審査員認定係

TEL:06-6949-6211 内線 5224 10時-17時

FAX:06-6920-4041

E-Mail: ocab-flightreview@cab.mlit.go.jp